

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性及び健全性を実現するために、業務の執行と監督の役割分担の明確な分離、経営方針決定プロセスの透明性確保、コンプライアンス体制の整備、情報開示の推進などを通して、コーポレート・ガバナンス機能を強化し、株主の負託に応える厳正かつ効率的な経営体制の実現に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トータル ネットワーク ホールディングス リミテッド (常任代理人 栗林総合法律事務所)	7,142,900	26.34
アートポートインベスト株式会社	4,929,600	18.18
株式会社J&K	3,584,700	13.22
古川 令治	3,275,100	12.08
株式会社JKMTファイナンス	787,100	2.90
バンクオブイーストエイジアノミニーズリミテッド (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	434,300	1.60
田中 大樹	330,000	1.22
日本証券金融株式会社	187,800	0.69
松井証券株式会社	172,900	0.64
宝天大同	167,700	0.62

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
窪田 一貴	他の会社の出身者							○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
窪田 一貴		同氏は、自己が所有する会社である株式会社J&Kにおいて、当社株式を所有しており(所有割合15.85%)、当社の実質的な大株主です。	学校法人の管理部門の責任者として、税務、会計及び経営管理に関する業務実績があり、また自己が所有する会社において店舗経営を行うなど会社経営の実績があります。こうした豊富な経験と幅広い見識を当社の経営の監督に生かしていただきたいため、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査内容について説明を受けるとともに、各々の監査活動の効率化及び更なる質的向上に向けて相互に情報の交換を行うなどして連携を図っております。

監査役は、内部監査室との間で内部監査計画を協議し、内部監査結果の報告を受ける等、密接な連携を図っております。また、内部監査室は、内部統制に係る活動全般について、会計監査人と密接な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
片山 喜包	他の会社の出身者														
鈴木 昌也	公認会計士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片山 喜包	○	——	企業の内部監査部門における豊富な知識・経験等を有しており、他の会社の出身者として独立した観点から当社経営の監査及び監督を行っていただきたいため、社外監査役として選任しており、なおかつ、独立役員として届け出ております。
鈴木 昌也	○	——	公認会計士として会計に関する豊富な知識・経験等を有しており、独立した観点から当社経営の監査及び監督を行っていただきたいため、社外監査役として選任しており、なおかつ、独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社顧問にも当社経営に対する意識を高める目的でストック・オプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、その他
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社顧問にも当社経営に対する意識を高める目的でストック・オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期の取締役6名の報酬の総額は10,444千円(うち社外取締役は2名1,809千円)であります。全額が基本報酬であり、役員賞与またはストックオプションの費用計上額はありません。

(注)1.当社は、平成27年3月期の役員報酬等の内訳について、第91期有価証券報告書において公表しており、これと同様の要領で、取締役の役員報酬等について記載しております。

(注)2.平成27年3月期において使用人兼務役員が2名おりますが、上記の役員報酬の総額に使用人給与部分は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は、月一回定期的に行われる取締役会に出席しております。また、その他、必要に応じて重要な会議に出席するなど、業務執行部門の活動を監督・監査しております。こうした社外監査役の活動について、所管部門である経営管理部が必要なサポートを実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 会社の機関の内容

イ. 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は、平成27年平成27年7月1日現在、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。

監査役会は、監査役監査基準及び監査計画に基づき、業務の適法性ならびに取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、各監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

当社は会計監査人を設置しており、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を行っております。会社は、会計監査人から随時監査の経過または結果の報告を受けており、当社グループの財務報告及び内部統制について改善すべき内容がある場合、速やかに対応しております。

さらに、当社は、必要に応じて、社外有識者(弁護士、税理士)より、専門知識に基づく客観的・第三者的意见を受けることにより、適切なコンプライアンス・リスク管理に努めております。

ロ. 取締役会

当社は取締役会設置会社であり、取締役会は、平成27年平成27年7月1日現在、4名の取締役(うち社外取締役1名)で構成されております。

取締役会は、代表取締役社長が議長を務めており、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重

要事項を決定しております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議にもとづき、裁権規程、企業倫理綱領、行動規範、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。

代表取締役以下各管掌の取締役は、会社の業務執行状況を取締役会報告基準に従って取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ハ、会計監査人

当社は会計監査人設置会社であり、会社法第436条第2項第1号に基づく計算書類及びその附属明細書、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく財務計算に関する書類について、会計監査人による適正な監査が行われ、これらに係る監査証明を受けております。当社は、会計監査人から随時監査の経過または結果の報告を受けており、当社グループの財務報告に係る体制について改善すべき内容がある場合、速やかに対応しております。

二、当該会社機関を採用する理由

当社は、事業環境の変化に迅速に対応可能な意志決定機関とその監視を強化できる効率的な経営体制が望ましいと考えており、会社機関経験豊富な取締役により構成される取締役会の指揮のもとで迅速な意志決定と執行を実現し、社外監査役が半数以上を占める監査役会の監査による中立的かつ客観的な経営監視が行われることから、当該会社機関を採用しているものであります。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

イ、内部監査の状況

- (a) 当社グループは、当社内に社長直轄の内部監査室を設置し、平成27年平成27年7月1日現在、内部監査室長1名が、適宜必要な補助者を置きながら、グループ全般の内部監査業務に従事しております。
- (b) 内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款、社内規程の遵守状況、職務執行の適正性等につき、年間スケジュールに従いまたは必要に応じて随時内部監査を実施し、社長、取締役会及び監査役に対して、内部監査結果を報告しております。また、内部監査室は、内部監査指摘事項については、是正・改善状況を社長、取締役会及び監査役に対し報告しております。

ロ、監査役監査の状況

- (a) 監査役が必要とした場合には、監査役の職務を補助する従業員を置くものとしております。
- (b) 監査役の職務を補助する従業員に対する指揮命令権限は監査役会に属しており、その任用、異動、評価、処分は、監査役会の同意を必要とするものとし、取締役からの独立性を確保しております。
- (c) 監査役は、取締役会ほか、重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況等を聴取し、関連資料を閲覧し、説明・報告を求めることができる。
- (d) 取締役、部長ほかのすべての者は、監査役会・監査役が説明・報告を要求した場合には、その要求内容を監査役に説明・報告しなければならないものとしております。
- (e) 取締役は、法令が定める事項のほか、コンプライアンスまたはリスク管理に関する重要な事項、及び業績予想の修正等投資判断に大きな影響を与える事項など、当社経営に重要な影響を及ぼす可能性のある決定事項または発生事実について、直ちに監査役に報告するものとしております。
- (f) 従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び重大なコンプライアンス違反等につき、直接監査役に報告することができるものとしております。
- (g) 監査役は必要と認める場合には、取締役会または取締役の事前承認を受けることなく、当社の費用において、社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家）を任用できるものとしております。

ハ、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査室は、監査役との間で内部監査計画を協議し、内部監査結果を監査役に報告する等、密接な連携を行うものとしております。また、監査役及び内部監査室は、会計監査人とも密接な連携を行っております。

内部統制部門である経営管理部及び財務経理部は、内部監査、監査役監査及び会計監査からの監査の経過または結果等を受け、随時実際の業務プロセスの改善などに取り組んでおり、業務の適正性確保を図っております。

(3) 会計監査の状況（平成27年3月期）

業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

大村 茂（太陽有限責任監査法人）

柏木 忠（太陽有限責任監査法人）

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、外部から客観的、中立の経営監視機能が重要と考えており、取締役4名のうち1名を社外取締役とし、監査役3名のうち2名を社外監査役とすることにより、経営の監視体制を強化しております。当該社外監査役による監査が実施されることにより、取締役会に対する経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.mbkworld.co.jp/)において、適時開示、法定開示、会社説明会資料、及びその他の資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR活動は、代表取締役社長を最高責任者、取締役CFOを管掌役員とし、経営管理部で対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はグループ共通の「倫理綱領」において、お客様や株主、投資家等のステークホルダーとの適切で調和のとれた関係を構築していく旨を規定しております。	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はグループ共通の「倫理綱領」において、経営情報を公正かつ適時適切に開示していくことを通じて、透明かつ健全な経営に徹する旨を規定しております。	

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムに関して、会社の業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理の適切な態勢を構築するとともに、今後不断の見直しを実施して改善・充実を図っていく旨を基本方針としております。内部統制システムの具体的な整備状況は次の通りであります。

イ. コンプライアンスに関する体制

- (a) 当社グループの従業員は、全役職員がとるべき行動の基準、規範を定めた「倫理綱領」「行動規範」及びその他の社内規定に従って行動するものとしております。
- (b) コンプライアンス管理に関わる重要な事項については、取締役会の決議または報告事項としております。
- (c) 経営管理部をコンプライアンス推進部門とし、取締役会の指揮に基づき当社のコンプライアンス体制を整備するとともに、全役職員に対する研修・教育を行い周知徹底を図っております。
- (d) 当社グループでは、コンプライアンス上疑義ある行為について取締役及び従業員が社内の通報窓口或いは社外の弁護士を通じて通報できる内部通報制度を設けております。同制度の運用にあたっては、通報先を社外に置く、匿名の通報を認める、通報者への報復を禁じるなど、通報者の保護を十分に図っており、実効性の確保に努めております。
- (e) 業務執行部門から独立した内部監査室が、定期的又は必要に応じて随時内部監査を実施し、その結果を社長、取締役会及び監査役に報告するとともに、監査結果に基づき被監査部門に必要な対応を促すこととしております。

ロ. リスク管理体制

- (a) 当社は、社内規程の定めに基づき、当社グループ全体のリスクを厳格に管理し、企業経営の安定性及び健全性の維持を図っております。
- (b) リスク管理に関わる重要な事項については、取締役会の決議または報告事項としております。
- (c) 経営管理部は、監査役及び内部監査室と連携し、各部門のリスク管理体制整備を支援し、全社の部門横断的リスク管理体制を構築しております。
- (d) 当社の各業務部門は、担当分野のリスク管理体制を整備・構築しております。内在するリスクの認識・分析・評価に基づき適切な対策を実施し、継続的にリスク管理体制の見直しを行っております。
- (e) 当社は、当社グループにおける危機発生の際に、被害拡大を防止し、迅速な復旧を可能とするための体制を整えております。
- (f) 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、法令、社内規程を遵守し、文書管理規程その他の社内規程の定めに従って、紛失・漏洩等のないよう十分な注意をもって適切に保存・管理しており、取締役及び監査役はいつでもかかる情報の閲覧ができるようになっております。

ハ. 財務報告など情報開示の適正性確保のための体制

- (a) 当社は、経理規程その他の社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連諸法令を遵守し、財務報告の適法性・適正性を確保するための社内体制を構築しております。
- (b) 当社は、財務報告の適正性等を確保するための社内体制につき、その整備・運用状況を評価・改善する体制を構築しております。
- (c) 当社は、財務報告のほか、法令及び証券取引所が定める諸規則に従って、適切な情報開示を行うことのできる体制を整備しております。

ニ. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社グループは、共通の「倫理要綱」及び「行動規範」を基本の社内規程とするようにしております。
- (b) 当社は、関係会社管理規程等の社内規程に従い、子会社を統括管理する部門において当該子会社の全般的管理を行っております。また、子会社の資金管理、財務報告、コンプライアンスに係る業務については、必要に応じて、当社の担当部門が直接子会社を指揮、指導、管理するものとしております。
- (c) 当社の子会社の業務活動全般についても、当社内部監査室による内部監査の対象としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの役員及び従業員等は、反社会的勢力に対して、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨むものとし、そのための社内規則及び社内体制を整備し、適切に運用することを基本方針といたします。

投融资先や取引先の選定にあたっては、所定の審査手続きのなかで、反社会的勢力の排除を重要な事項と認識し徹底してまいります。

万一反社会的勢力による不当要求等の問題が生じた場合は、代表取締役社長の指揮のもと、所管部門である経営管理部が事務局となり、顧問弁護士等の専門家と連携のうえ、適切な対応を行うことといたします。

今後とも当社グループは、こうした方針を徹底するため、役員及び従業員等に向けた社内研修等の取り組みに努めてまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項